豊中市の取組紹介

豊中市健康医療部医療支援課 地域医療推進係 主
査 高森 晃世

<豊中市の概要>

● 面積:東西6Km、南北10.3Km 36.6Km²(全域市街化区域)

人口:407,081人65歳以上の人口104,992人

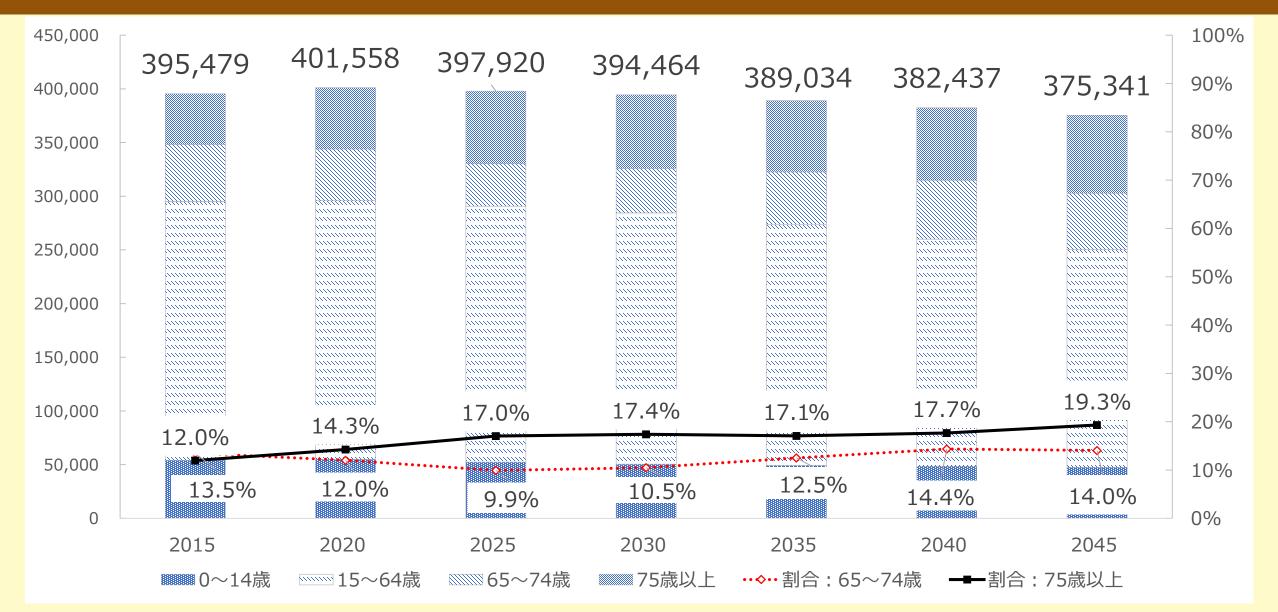
● 高齢化率: 25.8%

(令和5年10月1日現在)

● 平成24年度(2012年度)から中核市と なり、保健所を設置した。



豊中市の人口推移



出典:人口推移:国立社会保障・人口問題研究所「男女・年齢(5歳)階級別データ--『日本の地域別将来推計人口』(平成30(2018)年推計)」、国勢調査 2020年

豊中市の死亡者数と死亡場所の割合



豊中市の病院数、病床数、在宅療養支援病院数

医療機関種類	医療機関数		りの医療機関数
		豊中市	全国平均
病院数	19	4.73	6.46
病院病床数	3,906	972.71	1,182.00
(再掲)病院一般病床数	2,395	596.43	701.36
在宅療養支援病院数	4	1.00	1.35
(再掲)在宅療養支援病院1: 機能強化型(単独型)	0	0.00	0.21
(再掲)在宅療養支援病院2: 機能強化型(連携型)	0	0.00	0.37
(再掲)在宅療養支援病院3	4	1.00	0.77

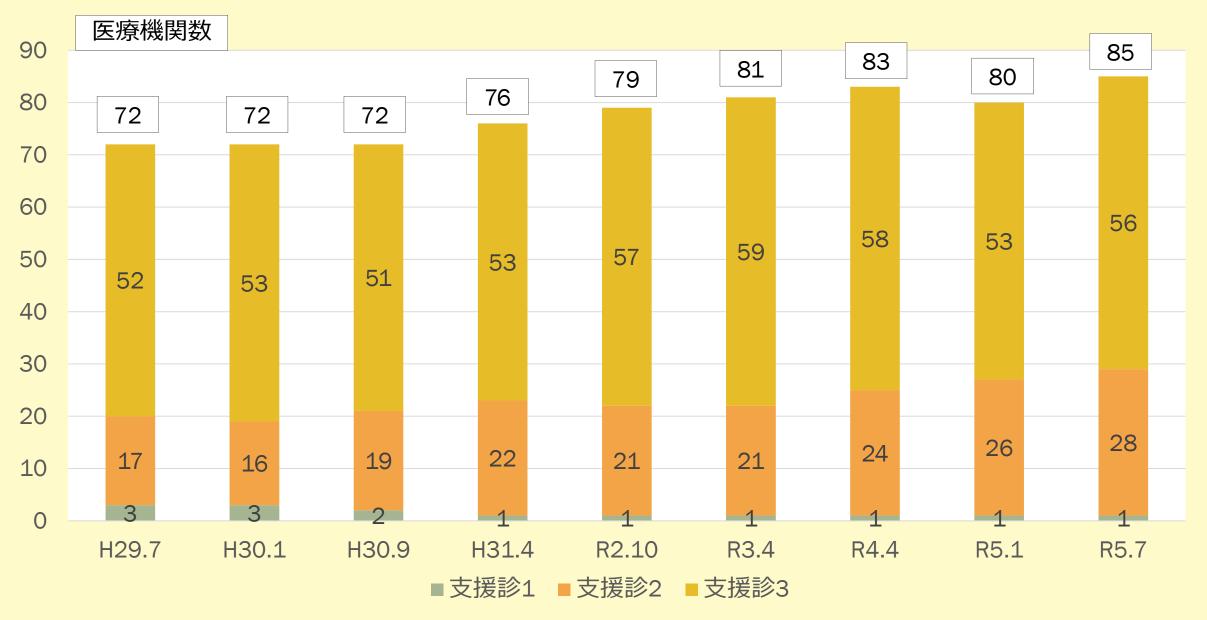
青字は、全国平均と比べて高い。 **赤字**は、全国平均と比べて低い。

豊中市内の一般診療所数と在宅療養支援診療数

医療機関種類	医療機関数	人口10万人あた	りの医療機関数
(人)泉(成(大)(主大)	豊中市	豊中市	全国平均
一般診療所数	406	101.11	69.98
在宅療養支援診療所数	86	21.42	11.45
(再掲)在宅療養支援診療所1: 機能強化型(単独型)	1	0.25	0.19
(再掲)在宅療養支援診療所2: 機能強化型(連携型)	27	6.72	2.91
(再掲)在宅療養支援診療所3	58	14.44	8.32

青字は、全国平均と比べて高い。 **赤字**は、全国平均と比べて低い。

豊中市の在宅療養支援診療所数の推移



豊中市内の歯科診療所・薬局・訪問看護ステーション数

医療機関種類	医療機関数	人口10万人あた	りの医療機関数
区/泉/成民/连块 	豊中市	豊中市	全国平均
歯科診療所数	246	61.26	53.38
(再掲)訪問歯科診療所数	36	8.97	6.89
薬局数	175	43.58	48.30
(再掲)訪問薬局数	105	26.15	18.20
訪問看護ステーション	75 _*		

青字は、全国平均と比べて高い。 **赤字**は、全国平均と比べて低い。

出典:JMAP地域医療情報システム(2022年11月現在の地域医療機関情報の集計値:人口10万人あたりは、2020年国勢調査総人口で計算) ※近畿厚生局の届出受理指定訪問看護事業所(2023年6月1日時点)

本日のテーマ

- ① 医療・介護連携の場「虹ねっと」と在宅医療・介護連携支援センター運営事業の歩み
- ② 豊中市地域医療推進基本方針における医療連携について
- ③ 第8次大阪府医療計画における「在宅医療に必要な連携を担う拠点」と「豊中モデル」

医療・介護連携の場「虹ねっと連絡会」と 在宅医療・介護連携支援センター運営事業の歩み

庁内の組織図(在宅医療・介護連携推進事業担当課の組織体制)



在宅医療・介護連携支援センター運営事業の「庁内の調整」と「委託」

【庁内の調整】

- ◆ 担当課:長寿安心課・長寿社会政策課(福祉部) 医療支援課(健康医療部)
- ◆ 担当者会議:担当課の実務担当者が課題・取組内容・実施方法・委託方法について検討する会議
- ◆ 課長級会議:担当者会議で検討した事案について、課長級職員により方針決定する会議

【委託について】

- ◆ 委託内容:各団体の専門性を活かした内容を依頼
- ◆ 在宅医療・介護コーディネータの配置: 資格要件を定めていないが医療も関する知識を有し、かつ、介護に関する知識にも精通している者で地域医療の実情を熟知している者が望ましい。各団体7-8人程度配置
- ◆ 在宅医療・介護コーディネータ以外の多職種の配置:委託内容によっては多職種の協力を要することがあるため、各団体が必要と判断した時は企画会議等から配置可能
- ◆ 業務内容: 事業の企画・運営・実施・報告等

委託団体	医師会	歯科医師会	薬剤師会	訪問看護ST連絡会
コーディネータ人数	7名	8名	7名	7名
職種	医師・看護師	歯科医師・歯科衛生士	薬剤師	看護師
コーディネータ以外 の職種	栄養士・理学療法士・ 介護支援専門員等			1.0

12

「虹ねっと」から在宅医療・介護連携支援センター運営事業への移行

「虹ねっと」の誕生

「虹ねっと」の活動

「虹ねっと」とセンター事業との分業

平成18年度~26年度

平成26年度~令和2年度

令和3年度~現在

『密接に連携できる仕組 みづくり』の構築は、現 場の医療・介護関係者と 保健所からはじまった。 平成26年**「在宅医療に向けた提言書」**を 策定。

「虹ねっと」にワーキンググループを設置し課題ごとに活動

「虹ねっと連絡会」「虹ねっと」は、

各団体の自主活動



「在宅医療・介護連携支援センター運 営事業」は、市の施策に基づいた活動

【参画団体】

医師会 歯科医師会 薬剤師会 保健所 豊中市

【参画団体】

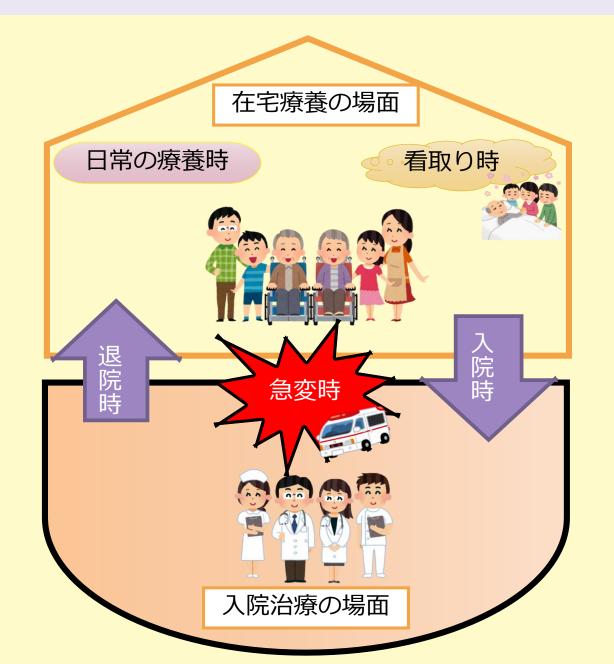
医師会 歯科医師会 薬剤師会 訪問看護ST連絡会 介護事業者連絡会 地域包括支援センター連絡会 病院連絡協議会 豊中市

【委託事業】

医師会 歯科医師会 薬剤師会 訪問看護ST連絡会

※企画会議等に「介護事業者連絡会」「地域包括支援センター連絡会」「病院連絡協議会」の代表者が参加

在宅医療・介護連携支援センター運営事業のコンセプト



暮らしの場面・時期ごとに大切にしたい視点

在宅療養の場面

日常の療養時	看取り時
再発・重症化を予防する 安定的に暮らし続ける	最期まで暮らし続ける 希望する場所で最期を迎える
● 多職種による在宅療養支援 チームの構築(情報共有と専 門性を活かした支援)	● ACP(アドバンス・ケア・プランニング)の普及啓発● 看取りに関する知識の向上

入院治療の場面

入院時 (緊急時を含む)	退院時
<u>正確な情報をスピーディに提供する</u>	多職種による在宅療養支援チー <u>ム</u> と連携を図る
● 情報提供ツールの効率的・効果的な活用	● ケアマネジメントのカ向上

在宅医療・介護連携支援センター運営事業内容

在宅医療・介護スキル向上に向けた取組(研修会等)

各専門性を活かした団体に企画運営

〇医師会には「リハビリ・栄養」 〇歯科医師会「口腔ケア」 〇薬剤師会「服薬管理」

対 象 者 : 豊中市内の医療・介護職関係者

方 法:講演会と意見交換会や交流会を同時開催

在宅・病院・施設の切れめのない提供体制の構築に向けた取組①

事務局:医師会

企画運営:病院のMSWまたは看護師、施設のCMまたは相談者、在宅のCMまたは医師、在宅医療・介護コーディネータ等

対 象 者 : 豊中市内の医療・介護職関係者

方 法:講演会と意見交換会や交流会を同時開催

在宅・病院・施設の切れめのない提供体制の構築に向けた取組②

事務局:訪問看護ステーション連絡会

企画運営:豊中市市内で働く看護職員の意見交換会・情報交流会等

対 象 者 : 豊中市内で働く看護職員方 法: 意見交換会や交流会を開催

15

在宅医療・介護連携支援センター運営事業内容

地域で看取れる基盤づくりの取組 「終末期における支援」「ACPの普及啓発」等の検討

事務局:医師会(在宅医療・介護]ーディネータ)

企画運営:医師 地域包括支援センター職員 訪問看護師 居宅介護支援専門員 訪問介護

対象者: 豊中市内の医療・介護職関係者

内 容:医療・介護職に対してのACPの普及啓発

方 法:研修会や勉強会、ケースワーク等

ICTを取り入れた情報共有の取組

「虹ねっとcom」の普及・管理等

事務局:医師会(在宅医療・介護コーディネータ)

対象者: 豊中市内の医療・介護職関係者

方 法:研修会や勉強会等

医療・介護関係者の相談窓口

事務局:医師会・歯科医師会(在宅医療・介護コーディネータ)

対象者: 豊中市内の医療・介護職関係者

方 法:対面(訪問:歯科のみ)・電話・メール等

16

在宅医療・介護連携支援センター運営事業の今後の取り組み

(新企画1) 医療・介護スキルアップ研修WG

【目標】医療・介護関係者の在宅医療に関するスキルが向上する。 在宅医療・介護連携に関する課題を話し合うことができる。

【内容】医療関係者を対象とした介護に関する研修、介護関係者を対象とした医療に関する研修を各1回行う。

【委託先】医師会

(新企画2)地域住民向け出前講座WG

【目標】地域住民に医療・介護に関する知識向上と情報提供を行う。 企画運営することにより医療・介護関係者の顔の見える関係が強化する。

【内容】研修会は、各生活圏域でテーマを決めて研修会を実施する。

【委託先】薬剤師会

(変更案) ACPスキルアップWG

【目標】医療・介護関係者のACPに関するスキルが向上する。

【内容】全体集合研修(講演会等)を年1回。地域圏域研修(事例検討・ロールプレイ等)各3地域で年1回

【委託先】医師会

豊中市地域医療推進基本方針における医療連携について

豊中市地域医療推進基本方針(平成29年3月策定)

豊中市地域医療推進基本方針概要版

基本理念

超高齢社会にあっても本人・家族の希望や病状に応じて、 適切な医療を受けることができるよう地域の医療体制を構築します。

めざすべき姿

- ①市民は、医療機関と良好な関係を築いており、お互いの協力によって住み慣れた地域で適切な医療を受けて生活できている。
- ②医療機関は、かかりつけ機能として在宅医療に取り組んでおり、またかかりつけ医等を支える後方支援体制が構築できている。
- ③行政は、市民と医療機関と協力して地域医療体制を構築しており、2025年以降も安心して暮らし続けることができる持続可能な 地域を作っている。

2016年の状況

- ①団塊の世代が高齢者となっているが、地域医療体制は 保たれている。
- ②豊中市の在宅死亡率は19.3%であり、市民は全国と比べ て高い割合で在宅で亡くなられている。
- ③在宅療養支援診療所数は、市内84か所あるが、在宅担 当患者が多い開業医の負担が大きくなってきている。

2025年の予測される状況

- ①団塊の世代が後期高齢者となり医療需要が高まること で現在の病床数が不足する。
- ②病床数を超える市民が死亡するために在室での看取り 者が増加している。
- ③病院に入院することができない患者に対して在宅医療 の提供体制が不足している。

取り組むべき課題

- ①病床の効果的な活用
- ②在宅医療の推進
- ③持続可能な医療体制の維持

それぞれ医療機関の機能強化

- ①豊中市医師会:かかりつけ医機能を強化する
- ②豊中市歯科医師会:かかりつけ歯科医機能を強化する
- ③豊中市薬剤師会:かかりつけ薬剤師機能を強化する
- ④豊中市病院連絡協議会:地域医療連携機能を強化する
- ⑤市立豊中病院:地域医療支援病院の機能を強化する
- ⑥豊中市訪問看護ステーション連絡会:かかりつけ医等のサポート機能を強化する

医療機関

地域医療体制の構築への 積極的な参画

- 市民
- ①日頃から健康管理に努め、定期的な健診 (検診)を受けておくこと
- ②かかりつけ医等を持つこと
- ③限られた医療資源に配慮した受療行動 を取ること
- ④最期の過ごし方、過ごす場所に ついて考え、伝えておくこと



行政

情報発信及びコーディネート 機能の発揮

- ①本方針の実現に資する情報収集及び情報 発信を行うこと
- ②地域医療に関わる医療機関と市民が情報 交換できる場の設定を行うこと
- ③医療機関と連携した疾病予防や健康づくり 事業、健診(検診)事業等を積極的に推進
- ④地域医療構想及び地域包括ケア システムの実現を図ること



豊中市地域医療推進会議の要綱

■ 検討内容

- ①地域医療連携(医療機能の分化・連携)の促進に関する事項
- ②在宅医療の推進に関する事項
- ③救急医療・災害医療体制の確保に関する事項
- ④その他、地域医療の推進に関する事項

■ 事務局

豊中市健康医療部医療支援課

■ 委員構成

関係団体 (一社)豊中市医師会 (一社)豊中市歯科医師会 (一社)豊中市薬剤師会 豊中市病院連絡協議会 ま立思力定院
(一社)豊中市薬剤師会 豊中市病院連絡協議会
豊中市病院連絡協議会
士士曲山宁岭
市立豊中病院
豊中市訪問看護ステーション連絡会
行政機関豊中市消防局
豊中市保健所

市民向け出前講座 (テーマ:「シニアの人へ 幸せな人生最期迎えるための準備講座-医療編-)

講座の内容: ACPを実践するための1.2.3ステップ

「考える」「話し合う」「伝える」

「考える」: 人生最期に受ける医療や療養について、イメージし、自分が受けたい医療や療養について 考えることができるような内容

「話し合う」: 自分が受けたい医療や療養について考えたことを誰といつ話し合うか、なぜ話し合うことが大事なのかがわかる内容

「伝える」: もしもの時に自分の受けたい医療や療養を医療者について伝えてもらえるためには、事前 に代理決定者となる方に伝えておくことの大事さがわかる内容







官民協働で開発したACP啓発ボードゲーム (令和4年度)

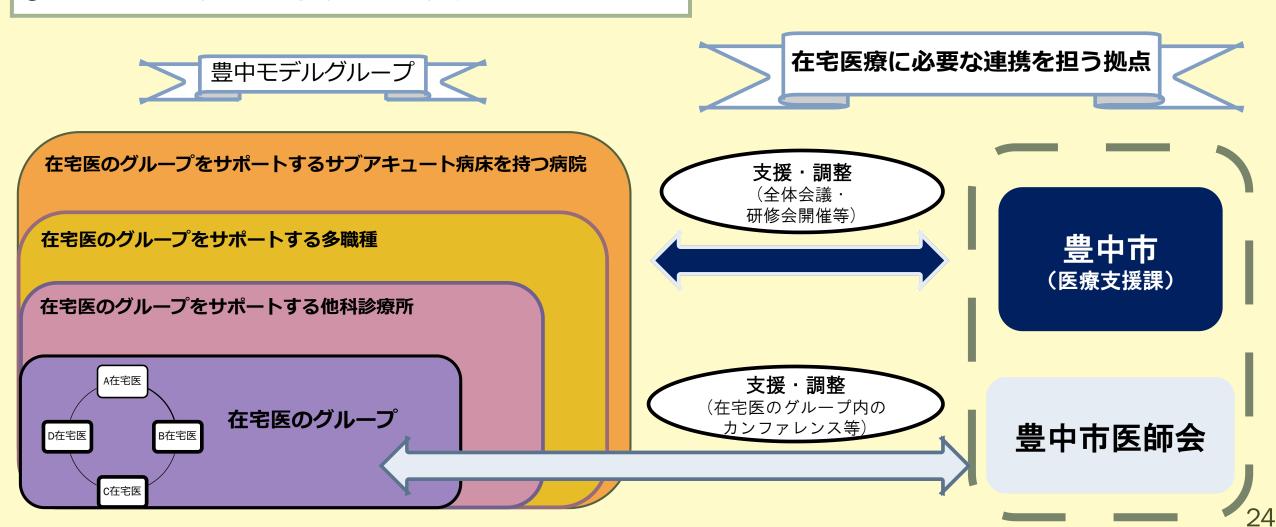


第8次大阪府医療計画における 「在宅医療に必要な連携を担う拠点」と「豊中モデル」

豊中市が考える「在宅医療に必要な連携体制」

すべての人が在宅でも希望した医療を受けられる医療体制構築

- ①医療の質が向上できる体制
- ②医師の負担を軽減した持続可能な体制



「豊中市モデル」のそれぞれの役割



サブアキュート病床を持つ病院

- ●在宅療養中の患者が入院加療が必要になった時に受け入れていただける病院(病-診連携)
- ●サブアキュート病床空床情報システムに掲載



多職種(歯科医・薬剤師・訪問看護師など)

- ●医師の求めに応じて在宅療養中の患者のサポートをする
- ●地域でサポートができる薬局や訪問看護STの情報提供



他科診療所の医師

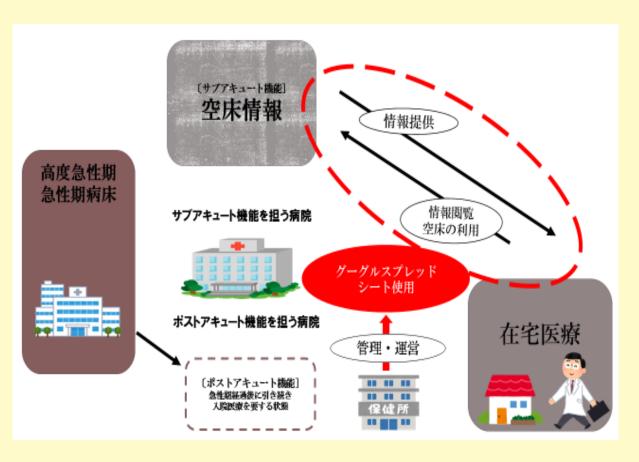
- ●訪問診療はしていないが在宅医グループ内にない診療科をサポートする。 (例えば、精神科、皮膚科など)
- ●訪問診療が必要になった患者がいれば、在宅グループの医師に依頼する(診-診連携)



在宅医グループの医師

- ●外来と訪問診療を両輪で行っている医師をグループ化しグループ内でそれぞれを支える。
- ●地域で訪問診療を行っていない診療所の医師から訪問診療を求められた時に対応する。 (診-診連携)

サブアキュート空床情報提供システムについて



【サブアキュート機能病床を担う病院の作業】

- ① 保健所に申込書兼誓約書を提出する。
- ② 保健所は、申請書兼誓約書に書いてあるメールアドレスに グーグルスプレッドシートの入力できる権限を付加する。
- ③ グーグルスプレッドシート内にある「登録病院情報」を作成する。
- ④ 毎日、空床情報を入力する。

【診療所の作業】

- ① 保健所に申請書兼誓約書を提出する。
- ② 保健所は、申請書兼誓約書に書いてあるメールアドレスに グーグルスプレッドシートを閲覧できる権限を付加する。
- ③ 診療所は、必要な時期に空所情報を閲覧する。

【システム情報を基に入院する時の方法】

- ① 診療所は病院に受入の確認後、患者情報を提供する。
- ② 病院は連絡を受けた後受入準備をする。
- ③ 空床情報の修正を行う。

まとめ

- 豊中市では、保健所を持つ中核市の利点を活かし、医療機関や庁内関連部局と連携を図り、在宅医療・介護連携 事業や地域医療体制の構築を推進してきた。
- 行政が在宅医療連携の拠点を担うことにより、地域医療体制の現状や多職種多機関の医療・介護関係者が抱える課題について、地域で共通認識を持ち、課題解決に取り組むことができる。
- 高齢化や医師の働き方改革等の社会情勢の変化に伴い、 更なる連携強化が必要となるため、今後も市民への啓発 とともに、地域で協働し、質の高い持続可能な地域医療 体制の強化を進める。